

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和8年6月16日（火） 18：00～18：10

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局給与課課長、給与課係長3名、他2名
水道局経営企画課課長、経営企画課係長
交通局人事総務課課長、人事総務課係長
教育委員会事務局教職員給与課課長、教職員給与課係長

（組合）市労連書記長、書記次長3名、他9名

4. 議 題：夏期手当に関する要求に対する回答

交通用具使用者に対する通勤手当の見直しについての申入れに対する回答

5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方には、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

去る5月19日に、今年度の夏期手当についてのご要求をいただきました。この間、内部で検討を重ねてまいりましたので、ただ今よりお答えさせていただきます。

ご要求をお受けした際にも申し上げましたとおり、本市において、厳しい財政状況が継続していますが、夏期手当につきましては、条例どおり、一般の職員及び会計年度任用職員については2.325月分を、再任用職員については1.225月分を、ご要求どおり6月30日に一括支給させていただきます。

（市） また、同じく5月19日の交渉において、「交通用具使用者に対する通勤手当の見直し」についての申入れをいただきましたが、私どもの考え方を、まとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

まず、距離区分別支給額の見直しについてでございます。

5キロメートル未満の距離区分については、見直しに伴う影響を考慮し、段階的に引き下げることとさせていただきます。

具体的には、一般の場合、現行4,400円のところ、令和8年10月から4,200円、令和9年4月から3,100円、令和10年4月から2,000円といたします。

また、通勤不便公署又は身体障がい者の場合は、現行4,800円のところ、令和8年10月から4,600円、令和9年4月から3,400円、令和10年4月から2,200円といたします。

なお、5キロメートル以上10キロメートル未満の距離区分については、当初の提案のとおりとさせていただきます。

次に、駐車場等利用料の支給額についてでございますが、

国や他の自治体の状況を踏まえ、当初の提案のとおり、1か月当たり5,000円を上限とさせていただきますと考えております。

我々といたしましても、内部で十分に検討した結果でございますので、ご了承いただきたいと考えております。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

（組合） 通勤手当の駐車場等利用料の上限額では、まかないきれないことがあることを認識し

ていただきたい。

いずれにしても、回答内容を持ち帰り協議する。